

高度人材ポイント制による 出入国管理上の優遇制度

ポイント計算により、高度外国人材と認定されれば
出入国管理上の優遇措置を受けることができます！



高度外国人材が行う3つの活動類型



高度学術研究活動 「高度専門職1号（イ）」

本邦の公私の機関との契約に基づいて行う研究、研究の指導又は教育をする活動



高度専門・技術活動 「高度専門職1号（ロ）」

本邦の公私の機関との契約に基づいて行う自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動



高度経営・管理活動 「高度専門職1号（ハ）」

本邦の公私の機関において事業の経営を行い又は管理に従事する活動



裏面の
ポイント
計算表で
チェック！

高度外国人材として、入国・在留が認められた方は、以下のような出入国管理上の優遇措置を受けられます。

高度専門職1号の場合

- ①複合的な在留活動の許容
- ②「5年」の在留期間の付与
- ③在留歴に係る永住許可要件の緩和
- ④配偶者の就労
- ⑤親の帯同（一定の要件を満たすことが必要です。）
- ⑥家事使用人の帯同（一定の要件を満たすことが必要です。）
- ⑦入国・在留手続の優先処理

高度専門職2号の場合

- a. 高度専門職1号の活動と併せてほぼ全ての就労資格の活動を行うことができる
 - b. 在留期間が無期限となる
 - c. 左記③から⑥までの優遇措置が受けられる
- ※「高度専門職2号」は「高度専門職1号」で3年以上活動を行っていた方が対象になります。



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

制度に関する詳しい内容は、法務省入国管理局ホームページをご覧ください。
http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_3/index.html
※最寄りの地方入国管理局にもお問い合わせください。



《ポイント計算表》

高度学術研究分野				高度専門・技術分野				高度経営・管理分野					
学歴	博士号(専門職に係る学位を除く。)取得者			30			博士号又は修士号取得者(注7)			20			
	修士号(専門職に係る博士を含む。)取得者	20	修士号(専門職に係る博士を含む。)取得者(注7)	20									
	大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けた者(博士号又は修士号取得者を除く。)										10		
	複数の分野において、博士号、修士号又は専門職学位を複数有している者										5		
職歴 (実務経験) (注1)				10年～	20		10年～		25				
	7年～		15	7年～	15		7年～		20				
	5年～		10	5年～	10		5年～		15				
	3年～		5	3年～	5		3年～		10				
年収 (注2)	年齢区分に応じ、ポイントが付与される年収の下限を異なるものとする。詳細は②参照			40 ↓ 10			3,000万～		50				
							2,500万～		40				
							2,000万～		30				
							1,500万～		20				
							1,000万～		10				
年齢	～29歳	15	～29歳	15									
	～34歳	10	～34歳	10									
	～39歳	5	～39歳	5									
ボーナス① 〔研究実績〕	詳細は③参照		25 ↓ 20	詳細は③参照		15		代表取締役、代表執行役 取締役、執行役		10			
ボーナス② 〔地位〕										5			
ボーナス③				職務に関連する日本の国家資格の保有(1つ5点)		10							
ボーナス④	イノベーションを促進するための支援措置(法務大臣が告示で定めるもの)を受けている機関における就労(注3)										10		
ボーナス⑤	試験研究費等比率が3%超の中小企業における就労										5		
ボーナス⑥	職務に関連する外国の資格等										5		
ボーナス⑦	本邦の高等教育機関において学位を取得										10		
ボーナス⑧	日本語能力試験N1取得者(注4)又は外国の大学において日本語を専攻して卒業した者										15		
ボーナス⑨	日本語能力試験N2取得者(注5)(ボーナス⑦又は⑧のポイントを獲得したものを除く。)										10		
ボーナス⑩	成長分野における先端的事業に従事する者(法務大臣が認める事業に限る。)										10		
ボーナス⑪	法務大臣が告示で定める大学を卒業した者										10		
ボーナス⑫	法務大臣が告示で定める研修を修了した者(注6)										5		
ボーナス⑬								経営する事業に1億円以上の投資を行っている者		5			
ボーナス⑭				投資運用業等に係る業務に従事								10	
ボーナス⑮	産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、地方公共団体における高度人材外国人の受入れを促進するための支援措置(法務大臣が認めるもの)を受けている機関における就労										10		
合格点 70													

①最低年収基準
高度専門・技術分野及び高度経営・管理分野においては、年収300万円以上であることが必要

②年収配点表				
	～29歳	～34歳	～39歳	40歳～
1,000万	40	40	40	40
900万	35	35	35	35
800万	30	30	30	30
700万	25	25	25	—
600万	20	20	20	—
500万	15	15	—	—
400万	10	—	—	—

③研究実績		
	高度学術研究分野	高度専門・技術分野
特許の発明 1件～	20	15
入国前に公的機関からグラントを受けた研究に従事した実績 3件～	20	15
研究論文の実績については、我が国の国の機関において利用されている学術論文データベースに登録されている学術雑誌に掲載されている論文(申請人が責任著者であるものに限る。) 3本～	20	15
※ 上記の項目以外で、上記項目におけるものと同等の研究実績があると申請人がアピールする場合(著名な賞の受賞歴等)、関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が個別にポイントの付与の適否を判断	20	15

※高度学術研究分野については、2つ以上に該当する場合には25点

(注1) 従事しようとする業務に係る実務経験に限る
(注2) ※1 主たる受入機関から受ける報酬の年額
※2 海外の機関からの転勤の場合には、当該機関から受ける報酬の年額を算入
※3 賞与(ボーナス)も年収に含まれる
(注3) 就労する機関が中小企業である場合には、別途10点の加算
(注4) 同等以上の能力を試験(例えば、BJTビジネス日本語能力テストにおける480点以上の得点)により認められている者も含む
(注5) 同等以上の能力を試験(例えば、BJTビジネス日本語能力テストにおける400点以上の得点)により認められている者も含む
(注6) 本邦の高等教育機関における研修については、ボーナス⑦のポイントを獲得した者を除く
(注7) 経営管理に関する専門職学位(MBA、MOT)を有している場合には、別途5点の加算